

家庭的保育事業等（小規模保育事業）の認可及び利用定員について

（1）認可及び利用定員の設定について

- 家庭的保育事業等(小規模保育事業A型)^{※1}の設置に当たり、認可定員を定めます。
- 家庭的保育事業等は市町村長の認可により設置、運営します。
- 施設型給付の実施主体である市が、認可を受けた家庭的保育事業等に対して、その申請に基づき各施設・事業の類型に従い、認定区分^{※2}ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、施設型給付費を支払います。

資料4
第4回子ども・子育て会議

【※1 家庭的保育事業等】

事業名		定員	運営場所
家庭的保育事業		5人以下	家庭的保育者の居宅スペース
小規模保育事業	A型	6人以上19人以下	多様なスペース
	B型		
	C型	6人以上10人以下	
居宅訪問型保育事業		1対1	利用する保護者・子どもの居宅
事業所内保育事業	保育所型	20人以上	事業所等のスペース
	小規模型	19人以下	

【※2 こどもの認定区分】

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	保育所・認定こども園・小規模保育事業所

（2）子ども・子育て会議の意見聴取

- 児童福祉法第34条の15第4項の規定により、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聽かなければならないとされている。

（3）令和8年4月内容変更施設（施設種別の変更）

施設名	所在地	事業者名称	区域区分	利用定員				認可定員	
				3号認定			合計		
				0歳	1歳	2歳			
チャレンジキッズおおたかの森園 (旧:チャレンジキッズおおたかの森園分園)	流山市おおたかの森北1-19-5	株式会社 C・B・H	中部	移行前	3	10	10	23	
				移行後	0	9	10	19	